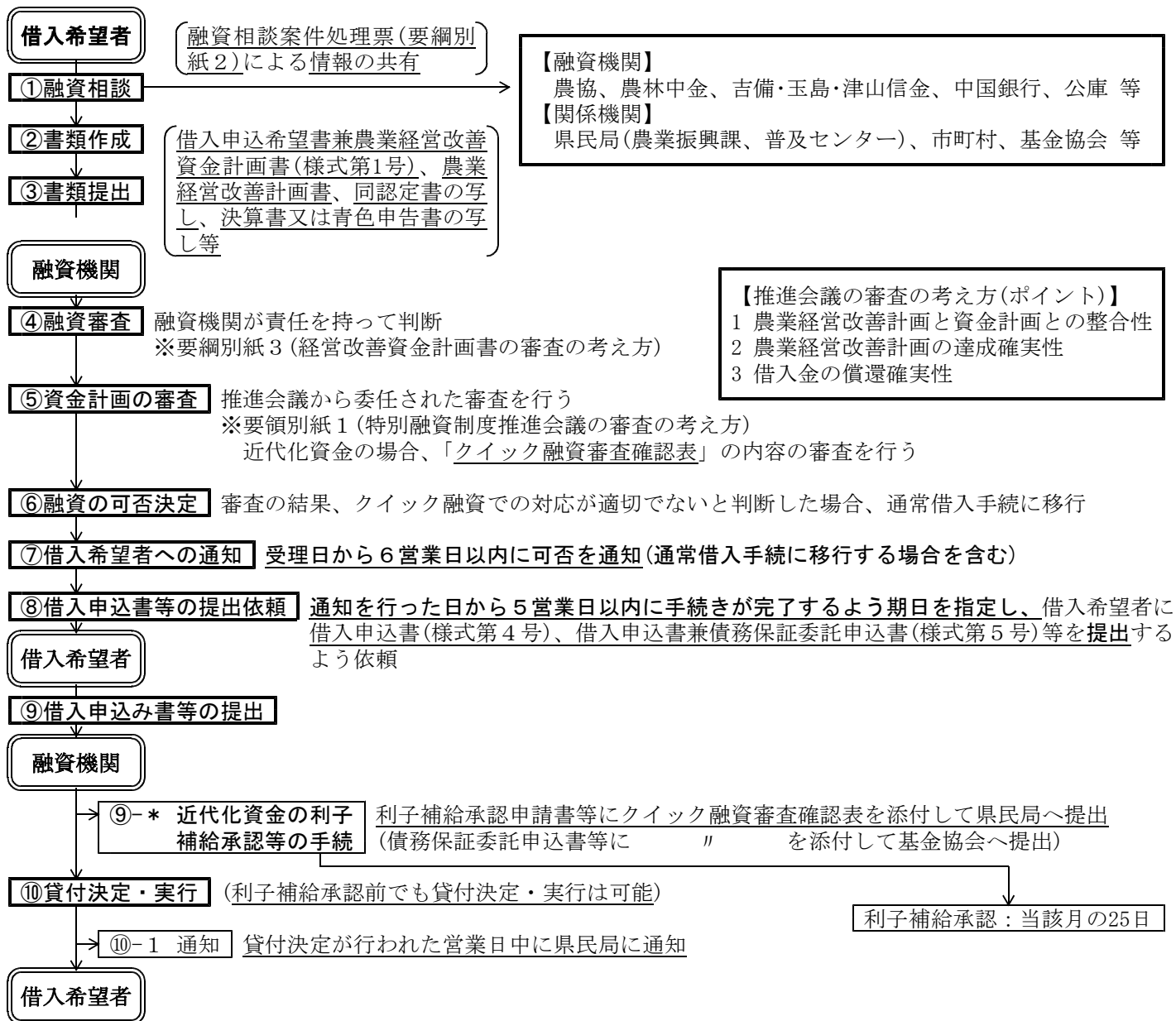


## 【クイック融資】

- ・対象資金：近代化資金、公庫資金（農業経営基盤強化資金）※借入希望額が500万円以下
- ・対象者：認定農業者又は集落営農組織（次の要件に該当しないもの）
  - (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
  - (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
  - (3) 農業所得（法人にあっては、経常利益）が赤字若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの



## 【資金計画認定手続の簡素化】

- ・対象資金：農業経営基盤強化資金（農業経営改善計画書の計画期間内に複数回の借入を予定している場合）  
※基金協会の債務保証を希望している場合を除く
- ・措置等：認定を受けた資金計画に一定以上の変更が無い場合、一括して推進会議に認定を求めることが出来る。  
この場合、2回目以降の融資手続は、融資機関から借入希望者への融資の可否決定通知から行う。